

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和2年3月31日

火曜日

号外(13)

目次

規則

○富山県会計規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県会計規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月31日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第35号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第36条第3項第1号中「、恩給」を「並びに恩給」に改め、「並びに賃金」を削る。

第37条第1項中「、賃金」を削る。

第40条第1項第7号中「若しくは」を「、若しくは」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同項第8号中「及び子ども手当」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第9号を第8号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げ、同項第15号中「支払い」を「支払」に改め、同号を同項第14号とする。

第42条第2項各号列記以外の部分中「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に改め、同項第5号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第44条第1項中「支払い」を「支払」に改め、同条第2項本文中「支払い」を「支払」に改め、同項ただし書中「第40条第2項第11号」を「第40条第2項第10号」

に改め、同条第5項中「、児童手当及び子ども手当」を「及び児童手当」に、「支払い」を「支払」に改める。

第70条第2項第8号中「及び契約保証金の処分」を「、契約保証金の処分、履行の追完、代金の減額及び契約の解除」に改め、同項中第10号及び第11号を削り、第12号を第10号とし、第13号を第11号とする。

第78条中「年9.75パーセント以上の割合で」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて」に改める。

第171条中「25日」を「20日」に改める。

第178条各号列記以外の部分中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改め、同条第1号中「第243条の2第1項第1号」を「第243条の2の2第1項第1号」に改め、同条第2号中「第243条の2第1項第3号」を「第243条の2の2第1項第3号」に改める。

第179条中「第243条の2第1項各号」を「第243条の2の2第1項各号」に改める。

別表第2中

食肉検査所	
-------	--

 を

食肉検査所	次長
-------	----

 に改め

る。

別表第4中7の項を削り、8の項を7の項とし、9の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第6中「本店営業部ローンプラザかけお出張所」の次に「、速星支店ファブーレ出張所」を加える。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第40条第1項第7号の改正規定、同条第2項第8号の改正規定（「及び子ども手当」を削る部分に限る。）、同項第15号の改正規定（「支払い」を「支払」に改める部分に限る。）、

第42条第2項各号列記以外の部分の改正規定、第44条の改正規定（「第40条第2項第11号」を「第40条第2項第10号」に改める部分を除く。）及び別表第6の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第36条第3項第1号、第37条第1項、第40条第2項及び別表第4の規定は、令和2年度以降の予算に係る支出に関する事務（これに関連する会計事務を含む。以下同じ。）の処理について適用し、令和元年度以前の予算に係る支出に関する事務の処理については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第70条及び第78条の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

（出 納 課）
